



第一税理士協議会とは



第一税理士協議会は、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。

http://www.daiichizeikyo.jp/



第一税理士協議会  
会長 小島 昇

# 日税連は、監督官庁(財務省主税局・国税庁)の意見を真摯に聞くべきではないのか!!

## 日税連発出の論点整理メモ2(1)「税理士の資格」に対して 税理士会会員として 第一税理士協議会は 断固抗議する

第一税理士協議会の会員は、税理士会の会員であり、我々は税理士の立場からここに主張するものである。今回の日税連の論点整理メモに記載されているいわゆる能力担保措置として「公認会計士は税法科目を合格すべき」とする記載に対して、心底より我が国の税理士制度を憂う第一税理士協議会の主張は以下の通りである。

### 1.

#### 日税連は監督官庁である 財務省主税局・国税庁の意見を 真摯に聞くべきではないのか

論点整理メモの5点目6点目に今回の改正に対して反対の意見が述べられている。これは、監督官庁である財務省主税局・国税庁の意見と聞く。日税連はこれらの意見を真摯に聞くべきではないか。特に論点(6点目)に記載されている「税制や会計基準の見直し・変化に対応して、税務・会計の専門家である税理士の業務活動についても、益々高度化・多様化・専門化・国際化が進んでおり、訴訟対応を含め様々な納税者の多様なニーズに的確に対応することが求められている。このような中、様々な納税者の多様なニーズに応えるとともに、納税者が専門性を有する様々な担い手の選択肢の中から必要な税務サービスを受けることができるようにする」との法第3条のこれまでの考え方は、一定の合理性があるのではないかとする財務省主税局・国税庁の意見に我々は全面的に賛同する。

税理士制度は、我が国の適正な納税制度を監督官庁と共に支えている。監督官庁との関係悪

### 2.

#### 反対意見の会員の多くの声を 無視してはならない

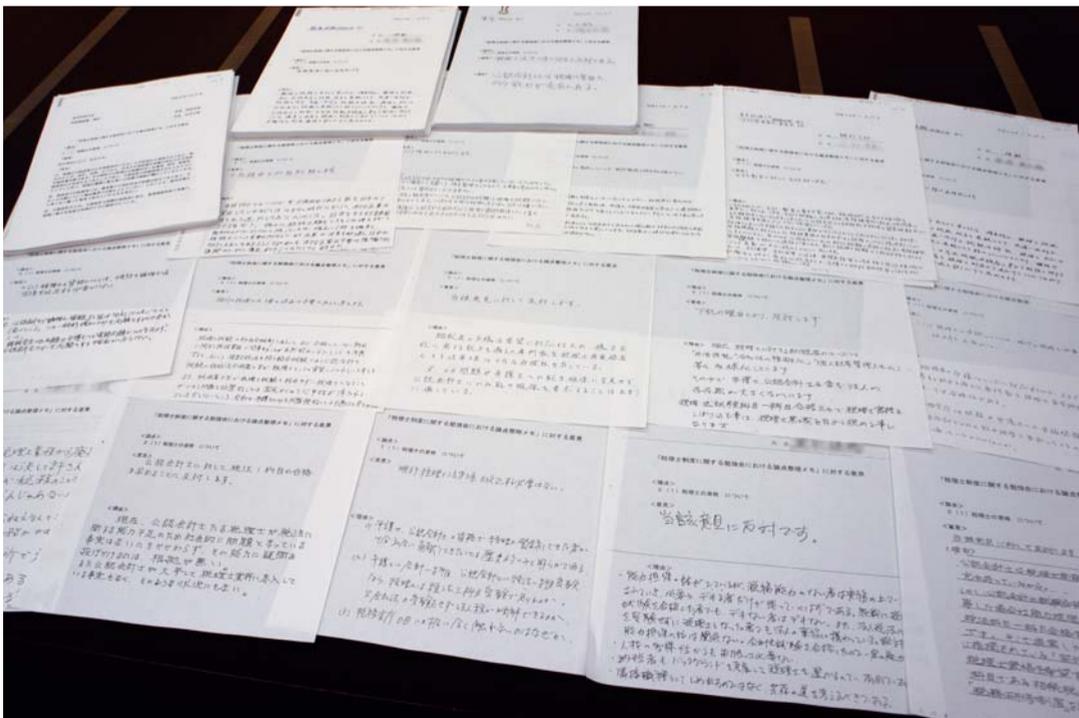
化は、税理士業界の将来にとって大きな禍根を残すことは明白であろう。

日税連が7月末まで意見募集を図ったが、それは裏面にあるように多くの税理士から反対意見が寄せられたはずであり、日税連はその反対意見を無視して、機関決定すべきではない。日税連幹部は9月にも理事会でこの論点整理メモを正式に機関決定しようとしているが、それは税理士である会員の声を無視した暴挙である。

### 3.

#### 論点整理メモ2(1)「税理士の資格」 の冒頭の4つの論点については いずれも根拠がない

論点整理メモの2(1)「税理士の資格」の上から4つの論点(日税連側の主張)については、単なる感想だけであり、根拠がないどころか事実誤認もしている。特に4点目の論点にある「3〜4千人の公認会計士試験合格者が滞留している」といった記述はまったく根拠のない不正確な数字である。このようないい加減な記述をもとにした法律改正などは言語道断であり、日税連の資質そのものも問われかねない。



第一税協会員から送られてきた多くの反対意見

### 《従来からの第一税理士協議会の主張》

- 東日本大震災で国民が一丸となって復興に取り組んでいる最中、また税と社会保障一体改革を断行しようという大切な時期に一定の者の権益擁護を考えた改正は税理士制度の信頼を低下させるものである。
- 公認会計士である税理士は真面目に税理士業務に取り組み、真面目に税理士会の会費も納め、真面目に会務も行ってきている。公認会計士である税理士は、歴代の日税連会長をはじめ役員、支部長等を多数輩出している。
- 連結納税、国際税務、組織再編といった益々複雑高度化し国際化の進む企業環境とそれに対応する税務業務においては、圧倒的に公認会計士である税理士が活躍している。
- 我が国の税理士制度は、長年にわたり、税理士試験合格者、国税OB、公認会計士、弁護士、大学での研究者と多彩な人材がスクラムを組んで支えてきた。国民の利便性のためにも今後益々多彩な人材が求められているのに対し逆行した改正である。

# 日税連の「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」に対する 第一税協会員からの反対意見

会社のニーズも多様化・専門家・国際化  
してきている。  
それに対して適切に対応できるような体制を構築するこ  
とが重要なのであって、  
**サービスの幅を制限する意見には反対。**

国際税務においては、現地国の会計・  
行政・経済に関する知識・経験など、  
求められる知識は多岐にわたる。  
**公認会計士や弁護士には、幅広い知識や  
経験を有した者が多くおり、  
これらの税務サービスの担い手を減らすことは、  
国家の利益を害する可能性が高い。**

今回の改正案は、  
**納税者の利益を無視した改悪  
以外の何物でもない。**

「公認会計士が税理士としての資質を有しているか疑問で  
ある。」とは、何を根拠としているのか不明。  
明らかに公認会計士を標的にした業際問題  
であり、税理士として恥ずかしい。

**税理士の世界も色々な分野の専門家を  
受け入れ、新しい分野をそのビジネス  
に取り込み、業界の繁栄をなすべき。**

公認会計士は、継続的研修を義務化しており、  
**我々税理士業界も自らの襟を正し研鑽を  
していくべき。**

企業経営者からは、  
単に税金の計算ができる税理士ではなく、  
**会計基準・会社法等の法律とともに、  
連結納税・グループ法人税制・組織再編  
税制にまで精通**した公認会計士資格を有する税理士  
へのニーズは非常に高いものがある。

税理士においても、合格した税目のみに資格が  
付与されるわけではない。  
試験合格の必要性に過度に言及するならば、試験合格科目  
以外の業務提供も制約しなければ理論的整合性に欠ける。

税理士の試験科目にこそ、  
企業法・民法・経営学・経済学  
などを加えるべき。

第一税協会員の反対意見を抜粋しました。これらの意見の原文は、各会員の所属する税理士会に送られています。

## 納税制度を支える多彩な人材



### 編集後記

税理士法の改正は、もともと政府の規制改革の流れ  
の中で行われようとしているのに、日税連の主張はまっ  
たく逆行している。さらに、税理士法改正を内閣提出法  
案にするには、閣議決定が必要であり、それには税理士  
を所管する財務省と共に公認会計士を所管する金融庁  
の理解が得られなければならない。

このような状況にもかかわらず、なぜ日税連の一部の  
人はこんな時代に逆  
行する改正を唱えて  
いるのであろうか。税  
理士として真面目に  
歩んできた会員とし  
てただただ嘆かわし  
い。日税連の主張は、  
韓国の竹島に対する  
主張とダブって見え  
てしまう。

◆発行所  
第一税理士協議会  
東京都千代田区九段南 4-4-9  
〒102-0074 ニッキン第二ビル  
電話 03(5226)3364  
発行人 小島 昇

表面「第一税協」の題字は、  
故・岡崎寿士氏(本会初代会長)揮毫